

確認じゃ!



## ■ 申請期間

9月8日(木) から 12月28日(水) まで

「平成28年度臨時福祉給付金」の支給対象の可能性が**あると思われる人**に対し、給付金申請書(請求書)などの関係書類を**9月7日(水)から順次郵送**します。

※なお、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の支給対象の可能性もある人については、当該年金受給者向け給付金申請書を上記の臨時福祉給付金の申請書に同封します。

申請書に必要事項を記入し、添付書類と合わせて同封の返信用封筒にて返送してください。詳細は、同封している関係書類で確認してください。

9月30日(金)までに関係書類が**お手元に届いていない場合**などで、支給要件に該当すると思われる人は、**お手数ですが、市役所臨時福祉給付金専用窓口までご連絡**ください。

※障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の支給要件に該当すると思われる人については、平成28年5月分の「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」などの写しを添付していただくことになりますので、関係書類を大切に保管してください。

## ■ 申請先

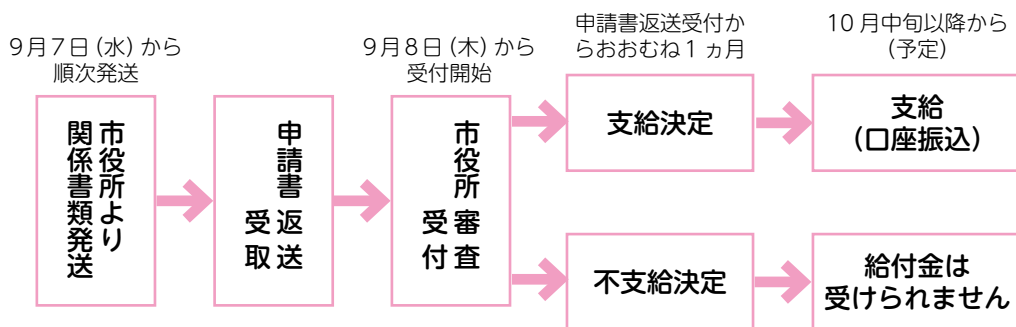
市役所「臨時福祉給付金」担当窓口(115会議室)

(期間中は会場の混雑が予想されますので、郵送での申請にご協力ください。)

### <申請から支給まで>

申請受理後、給付金の受給要件を審査のうえ支給・不支給の決定を行います。

市から郵送した給付金関係書類を受け取った人でも、審査の結果、支給要件に該当せず不支給となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



※あくまでも、一般的な事務の流れであり、審査内容によっては、支給・不支給の決定まで1ヵ月以上かかる場合があります。ご理解のほどお願いします。

## 問合せ

「臨時福祉給付金」担当窓口(市役所1階115会議室)

☎ 53-4192 (専用ダイヤル)

9月8日(木) ~ 12月28日(水) (土・日曜、祝日を除く) 8時30分 ~ 17時15分